

別表その1 福岡県内において生じた事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 市発注工事に係る競争参加資格確認申請書、入札参加資格審査申請書その他関係資料（記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事)</p> <p>2 市発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>3 前号に掲げる工事以外のもの（以下「一般工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>6 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 市発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上2か月以内</p>

別表その2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 建設業者である個人、建設業者の役員又は使用人が豊前市（豊前市の設立に係る公社を含む。次号において同じ。）の職員（特別職を含む。以下同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 建設業者である個人、建設業者の役員又は使用人が福岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 建設業者である個人、建設業者の役員又は使用人が福岡県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18 か月以上 24 か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 18 か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 12 か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>4 市発注工事に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>5 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>6 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 18 か月以上 24 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 12 か月以上 18 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 6 か月以上 12 か月以内</p>
<p>(競争入札妨害又は談合)</p> <p>7 市発注工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 福岡県内において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>9 福岡県外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る建設工事に関し、建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 18 か月以上 24 か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 12 か月以上 18 か月以内</p> <p>逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上 12 か月以内</p>
<p>(建設業法違反行為)</p> <p>10 市発注工事に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>11 九州地域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 2 か月以上 9 か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内</p>

(不正又は不誠実な行為)

- |                                                                                                                                                                                                                                           |                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。                                                                                                                                                                 | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |
| 13 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、建設業者である個人又は建設業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）、刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の規定による罰金刑を宣告され、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。 | 当該認定をした日から1か月以上9か月以内 |

別表その3 暴力的組織等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>1 次のいずれかに該当するものとして福岡県警察本部から通知があり、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。</p> <p>(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。</p>	<p>当該認定をした日から 36か月</p>
<p>2 次のいずれかに該当するものとして福岡県警察本部から通知があり、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。</p> <p>(2) 前号(1)又は(2)に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。</p> <p>(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。</p> <p>(4) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。</p> <p>(5) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。</p> <p>(6) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。</p>	<p>(1)～(5)について 当該認定をした日から 24か月</p> <p>(6)について 当該認定をした日から 18か月</p>
<p>3 前号に規定する場合において、役員等又は使用人が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、刑法、暴力行為等処罰に関する法律若しくは福岡県暴力団排除条例の規定による罰金刑を宣告されたとき（同号(1)から(6)までのいずれかに該当する事実と当該容疑又は当該刑の対象となった行為との間に関連性を認めることが相当である場合に限る。）。</p>	<p>当該認定をした日から 36か月</p>
<p>4 市発注工事に関し、暴力的組織又は構成員等から不当介入を受けあるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず市に報告せず、又は所轄の警察署に届出なかったとして福岡県警察本部から通知があり、市発注工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 4か月</p>